

令和7年度労働報酬下限額について

東京都北区公契約条例（令和4年6月21日条例第21号）第7条第2項の規定により、令和7年4月1日から工事又は製造の請負契約以外の請負契約並びに業務委託及び指定管理協定の特定公契約に適用される労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第5項の規定により下記のとおり告示する。

記

- 特定労働者等に係る労働報酬下限額工事又は製造の請負契約以外の請負契約業務委託及び指定管理協定に従事する特定労働者

労働報酬下限額
1,368

単位：円（1時間あたり）

ただし、区外の施設に係る特定公契約に従事する特定労働者等については、従事する施設が所在する市町村に応じて、下記の労働報酬下限額が適用される。

	労働報酬下限額
南房総市に所在する施設	1,236
那須町に所在する施設	1,153

単位：円（1時間あたり）

上記に関わらず、年度途中で最低賃金が改定され、労働報酬下限額が改定後の最低賃金を下回った場合は、その効力発生以後の労働報酬下限額は改定後の最低賃金とする。

令和6年12月23日

東京都北区長

山田加奈子

